

1981年  
国際障害者年

みんなが参加し  
みんなが平等に暮らせる  
よりよい社会づくりを

### 〈テーマ〉 障害をもつ人の 社会への完全参加と平等

昭和五十六年—今年は何国際障害者年です。昭和五十一年の国際連合総会で決定された世界的規模の行動で、テーマは、障害をもつ人の社会への「完全参加と平等」です。障害をもつ人に対する理解と関心を深め、みんなが参加し、みんなが平等に暮らせるよりよい社会づくりをしようという年—国際障害者年に当たって、みんなでも考えよう。

障害をもつ人は  
約三百五十万人

わが国には、大きく分けて身体障害者約二百十万人(市内には千六十三人)、精神薄弱者約四十万人(市内には四百三十六



車いすも軽く  
バスケットボールを楽しむ

人、精神障害者約百万人(市内には八百八十五人)の障害者がいると推計されています。また、平均寿命が延び、高齢化社会が進むにつれて脳卒中の後遺症などによる障害者が増えるとともに、交通事故や労働災

#### 「完全参加と平等」 の実現を

国際障害者年々のテーマは障害をもつ方の社会への「完全参加と平等」という目標の実現にあります。「参加」とは単なる社会生活への参加にとどまらず、さまざまな分野で社会の発展に貢献する

#### 障害者に不利な 社会条件を見直そう

障害という問題は、その人自身にあるのではなく、障害者個人とその社会環境との関係から生まれる—という考え方に立つことが大切です。わたしたちの社会は、今なお身体的・精神的な機能を完全に備えた人々の欲求を満たす方向で動いています。したがって、障害者にとって社会的不利となるような条件がまだたくさんみられますが、障害者は、障害をもたない人とは異なった欲求を持つ特別な集団ではなく、一人の人間としての当然な欲求を満たすために特別な困難をもつ普通の市民と考えることが先決です。

ことを意味します。また「平等」とは、障害者であるために不平等な扱いを受けることなく、経済的、社会的に他の一般人と同じ生活を送ることができることになります。このような目標の実現に向けて、国連では、国際障害者年について次のような原則を定めています。



今年八月、市民体育館で行われた第二十二回県北総合卓球選手権大会の一般女子の二部で、佐藤一子さん(宇谷地町後)がチャンピオンに。

#### 県北総合卓球選手権大会 一般女子二部 優勝 佐藤一子さん(36)

佐藤さんは、この大会で五十二年に優勝して以来、二度目の優勝。腰をいためて調子はあまりよくなかったそうですが、運よく決勝まで勝ち進めたとのこと。決勝戦では、同じ城南小PTA卓球部の部長でいつも練習している栗山さんと対戦。栗山さんには負けている方が多いし一セット目をとられたので簡単にやられるなと思っていました。二セット目を取ったとき「これはいける」と思ったそうです。そしてフルセットの末、みごと逆転優勝。

### 「適材適所」 障害者に温かい職場を

心身に障害をもつ人が、職業に就きたいという意欲を持っても雇用の場を受け入れられないとすれば、本人はもろろん社会にとっても大きな損失です。ところが、障害者の雇用状況は、いまのところ十分とはいえません。事業主は、障害者の雇用に消極的な理由として「能率が落ちる」「適した仕事がない」などをあげることがあります。しかし、このような理由をあがめるのは、まだ障害者をよく理解していないからといえます。障害者が能力に合った仕事に就いた場合は、健全な人に優ると

も劣らない力を発揮することはよく知られています。障害者が製造業やスーパー・マーケット、コンピュータのプログラマー、電話交換手などにその能力を発揮している例があります。まじで、ねばり強い—これが、事業主の間で定着しつつある心身障害者に対する評価です。なお、心身障害者を雇用する事業主には、助成制度や雇用促進給付制度などが設けられています。これらの制度について詳しくお知りになりたい方は、職業安定所でお尋ねください。

文殊の知恵  
「健康な生活」は市民の等しい願いです。その健康を冒すものは病気で、病気の原因は大別して三つあるとあります。一つは先天的なものであり、一つは環境、衛生的なものであり、あと一つは日常生活習慣によるものだとあります。



市長の  
お話し

日一日と春に向って自然は確実に歩み、それが肌身で受けとられる近ごろです。そして行動に思いが走る時です。  
「健康な生活」は市民の等しい願いです。その健康を冒すものは病気で、病気の原因は大別して三つあるとあります。一つは先天的なものであり、一つは環境、衛生的なものであり、あと一つは日常生活習慣によるものだとあります。どの原因についても更に一層の医学の進歩を望むことは当然ですが、行政としても環境の保全と良い生活習慣を身につける指導を広め、深めて行かなければならないと存じます。しかし市民の皆さんにも「決め手」は毎日の自分の生活態度、習慣の中にあること、そして知識だけではなく「実行」である、そこを再認識していただき、家族ぐるみで対応してほしいものです。  
No. 26  
三十年記念はそんな発想の転換の時ではないでしょうか、記念事業の原案はもっていますが、それをタキ台に市民の議論をお願いし成案をつくりあげていただきたいと思っています。  
岡山健治郎

#### 皆さん！ご存知ですか

#### 書き損じたはがきは新しいのと交換できます

年賀状など官製はがきの書き損じたのを破いてしまったりしたことはありませんか。また、多く作りすぎたために残ってしまった机の中などに眠っているものはありませんか。官製はがきの場合、書き損じたものや多く印刷しすぎて余ったものは、郵便局に持っていくと新しいはがきと取り換えてくれます。交換手数料は、今年一月二十日に郵便料金改正されたので、改正以前と以後のがきがふたとおりの手数料をお知らせします(改正前) (改正後) 通常はがき一枚 六円 十円 往復はがき一枚 六円 十円



このほかカミニ・レターという愛称で呼ばれる郵便書簡も交換の対象になり、手数料は一枚につき、改正前のもは六円、改正後のもは十円です。ただし、郵便切手に相当する部分(料額印面といいますが)を汚したり、傷つけたものは交換できません。はがきは、表面の半分、全体の二分の一の範囲内であれば通信文を書いたり、スタンプを押すことができます。ただし、この二分の一の範囲を超えると、手紙(第一種)扱いの料金になりますから注意してください。

毎月25日は国税相談日 時間：午前10時～午後4時